

尼崎養護学校耐震補強および施設等改修工事に係る工事請負変更契約締結に関する意見  
決定の件

尼崎養護学校耐震補強および施設等改修工事に係る工事請負変更契約を締結するにあたり、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基  
づき、提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和元年6月12日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

別紙

尼崎養護学校耐震補強および施設等改修工事に係る工事請負変更契約締結に関する意見(案)

尼崎養護学校耐震補強および施設等改修工事に係る工事請負変更契約を締結することについて、異議はありません。

令和元年6月12日

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

## 工事請負契約変更の件

平成30年12月19日議決を得た工事請負契約変更の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和元年6月 日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議 決 番 号	変 更 事 項
議決第651号	契約金額「金185,436,000円」を「金195,042,404円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 施工箇所である外壁や内壁、床等の内部の劣化部分が想定以上に多くあることが判明し、耐震補強工事に伴うモンタル補修や内壁、外壁の劣化部の補修箇所を追加したことなどにより、工事費を増額する必要が生じたため。
- 2 原契約の目的 尼崎養護学校耐震補強および施設等改修工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号  
株式会社 松田組
- 4 工 期 平成30年12月20日から令和元年8月16日まで



